

非化石エネルギー源の利用に関するガス事業者の判断の基準

新	旧
<p>非化石エネルギー源の利用に関する<u>ガス事業者</u>の判断の基準</p> <p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第5条第2号に規定する事業を行う者である<u>ガス事業者</u>（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する<u>ガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。</u>以下同じ。）について、法第5条第1項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する<u>ガス事業者</u>の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。</p> <p>1. 非化石エネルギー源の利用の目標</p> <p><u>ガス事業者は、平成30年において、一般ガス導管事業者及びガス事業法第2条第8項に規定する特定ガス導管事業者の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第4条第7号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80%以上を利用することを</u></p>	<p>非化石エネルギー源の利用に関する<u>一般ガス事業者等</u>の判断の基準</p> <p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第5条第2号に規定する事業を行う者である<u>一般ガス事業者等</u>（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する<u>一般ガス事業者、同条第6項に規定するガス導管事業者及び同条第9項に規定する大口ガス事業者をいう。</u>以下同じ。）について、法第5条第1項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する<u>一般ガス事業者等</u>の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。</p> <p>1. 非化石エネルギー源の利用の目標</p> <p><u>一般ガス事業者等は、平成27年において、一般ガス事業者等の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第4条第7号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80%以上を利用することを目標とする。</u></p>

目標とする。

2. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

- ① ガス事業者は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。
- ② ガス事業者は、前号の調査により判明したバイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その利用可能性を検証することとする。
- ③ ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表することとする。
- ④ ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこととする。

2. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

- ① 一般ガス事業者等は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。
- ② 一般ガス事業者等は、前号の調査により判明したバイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その利用可能性を検証することとする。
- ③ 一般ガス事業者等は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表することとする。
- ④ 一般ガス事業者等は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこととする。